

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中間市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県中間市長

公表日

令和6年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度である。 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 ①児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理 ⑦公金受取口座情報の管理等 その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表に基づいて、本市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。また、情報提供に必要な情報を中
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム、2. 既存住民基本台帳システム(住民記録、市県民税)、3. 団体内統合宛名システム、4. 中間サーバー、5. 申請管理システム、6. 既存住民基本台帳システム(住民記録、市県民税)、7. 申請管理システム、8. (標準準拠対応)児童扶養手当システム、9. (標準準拠対応)団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項、別表 56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第3条第3項第1～3号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号、別表第二 57の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) 第31条 (情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号、別表第二 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 2. 別表第二主務省令 第12、19、35、36、44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号 中間市役所 保健福祉部 こども未来課 子育て係 電話番号093-244-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号 中間市役所 保健福祉部 こども未来課 子育て係 電話番号093-244-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次のような留意事項等を順守している。住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者への適切な監査を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども未来課長 松永 嘉伸	こども未来課長	事後	新様式に対応
平成31年4月5日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	新様式に対応
平成31年4月5日	IV リスク対策	—	IVリスク対策を追加	事後	新様式に対応
令和5年1月20日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	再評価の実施によるもの
令和5年1月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	再評価の実施によるもの
令和5年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	「公金受取口座情報の管理等」を追加	事後	再評価の実施によるもの
令和5年1月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	—	「3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条第3項第1～3号」を追加	事後	再評価の実施によるもの
令和5年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	—	「5. 申請管理システム」を追加	事後	再評価の実施によるもの
令和6年8月16日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項、別表第一 37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条第1～6項 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条第3項第1～3号	1. 番号法 第9条第1項、別表 56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条第3項第1～3号	事後	法令改正に伴う形式的な変更によるもの
令和6年8月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号、別表第二 57の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) 第31条 (情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号、別表第二 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 2. 別表第二主務省令 第12、19、35、36、44条	(情報照会の根拠) 1. 番号法 第19条第7号、別表 56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表主務省令」という。) 第29条 (情報提供の根拠) 1. 番号法 第19条第7号、別表 56の項 2. 別表主務省令 第29条	事後	法令改正に伴う形式的な変更によるもの
令和6年8月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づいて、本市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表に基づいて、本市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	法令改正に伴う形式的な変更によるもの
令和6年10月31日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	—	項目追加	事後	新様式に対応
令和6年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	再評価の実施によるもの
令和6年10月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次のような留意事項等を順守している。住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	新様式に対応
令和6年10月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	最も優先度が高いと考えられる対策 [9) 従業者に対する教育・啓発] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 判断の根拠 事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者への適切な監査を行っている。	事後	新様式に対応
令和6年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 児童扶養手当システム、2. 既存住民基本台帳システム(住民記録、市県民税)、3. 団体内統合連携システム、4. 中間サーバー、5. 申請管理システム	1. 児童扶養手当システム、2. 既存住民基本台帳システム(住民記録、市県民税)、3. 団体内統合宛名システム、4. 中間サーバー、5. 申請管理システム、6. (標準準拠対応)児童扶養手当システム、7. (標準準拠対応)既存住民基本台帳システム(住民記録、市県民税)、8. (標準準拠対応)団体内統合宛名システム、9. (標準準拠対応)申請管理システム	事前	システム標準化に伴う変更